



らいさま

＜特集＞コミュニティ推進協議会
による文化継承

栃木県下野市は、雷とともに夕立が多い地域です。雷は昔から「雷（らい）さま」と呼ばれ、豊かな作物を育てる恵みの雨をもたらす存在としてあがめられてきました。雨降って地固まると言われるように、この情報紙が、豊かな地域づくりにつながるように「らいさま」と名付けました。

★下野市自治基本条例とは…

私たち市民にとって、よりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方、ルールを定めた自治基本条例（平成26年4月制定）は、特別な規制を設けるものではなく、日々さまざまな活動を行っていく中で、よりよい下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。

- P2 吉田地区にコミュニティ推進協議会が設立されました
- P3 お祭りはコミュニティの原点
- P4 地域の伝統コミュニティの再構築
- P5 新旧融合し心の通い合う祭りの継承
- P6 外の目中的目／らいさまNEWS

令和6年 8月
VOL.19

吉田地区にコミュニティ推進協議会が設立されました

令和5年1月設立

設立の経緯

下野市では令和4年4月1日に、教育環境向上を目指して、市内初の施設一体型小中一貫校である南河内小中学校が開校しました。これに伴い、明治初期から続いた伝統ある薬師寺・吉田東・吉田西小学校が閉校となりました。(らいさま第14、15号参照)

各校はこれまで多くの卒業生を輩出するとともに、地域との交流による学習活動を積極的に行之、文化や歴史の継承に大きな役割を果たしてきました。また、地域の中核施設として、住民の心の拠り所として存在してきました。

小学校が地域から無くなることは、地域住民にとっては大きな不安材料であり、少子高齢化の進む吉田地区において与える影響も少なくないなど今後の地域づくりについて危機感を持ちました。このように学校の統廃合は地域住民が考えるきっかけとなりました。

吉田地区コミュニティ推進協議会は、地域の人たちの意向で立ち上がったんだ。



こまる

吉田地区コミュニティ推進協議会

地域住民の声として…

高齢化が進み消滅自治会が増えたら、地域の繋がりが益々希薄になっていく。

ファミリー層にとって地域で子育てする魅力が低下し、吉田地区に住み続けたい人、住みたい人が減少していく可能性がある。

人口減少に拍車がかかり、安全安心な暮らしが確保できなくなるのではないかなど不安がいっぱいある。

そうならないために、地域の人たちによる魅力ある地域づくりが必要。

人口減少社会に対応してコンパクトシティへとまちづくりの政策が進められる傾向にあり、コンパクトシティの中心から離れた地区のコミュニティが消滅すると地域力も弱まり見放されてしまうのではないかな。

今はまだ地域に残るものも将来無くなってしまうかもしれない。そこで、そろそろ動かないという危機感もありました。

こうした地域の声、意見を市に届けようという思いから、吉田地区コミュニティ推進協議会はスタートしました。



副会長 上野 志帆さん、幹事 野村 実佳子さん 幹事 伊澤 敦彦さん



ぺこまる



つながッテルね!
条例10条

(協働)

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

お祭りはコミュニティの原点



お祭りなどを通じて地域コミュニティの
活性化や絆を強くし、未来の
担い手の育成に繋げる

地域
活性化

地域の
伝統や文化の
再興と継承

自治会間の
関係
強化

吉田村の夏祭



コミュニティ推進協議会とは

概ね小中学校区内の複数の自治会が地域をよりよいものにしていくために自分たちの周りでどのような課題があるかを検討し、課題解決に向けて一体となって取り組む組織です。

①地域振興のための交流の場の創出、②防犯、防災対策、③地域福祉活動、④公共施設管理運営の受託などが主な活動内容としてあげられます。現在、市内に12の組織があります。

吉田地区コミュニティ推進協議会の発足に向けて、地域が一体となり地域を何とかしていこう、盛り上げていこうという機運が高まり、「吉田村の夏祭」実行委員会を立ち上げました。

旧吉田東小学校の校庭及び校舎の一部を利用し、時代の変遷と共に衰退してしまった地域の夏祭を復活させ、地域の活性化を図るイベントを開催しました。少子高齢化などで失われてしまった地域の伝統や文化、お囃子や盆踊りなどを再興すると共に、希薄化する自治会間のコミュニティの再興に帰する事業となりつつあります。

2回目には吉田地区コミュニティ推進協議会が正式に発足し、地元自治会ブース、専門店の出店ブース、ステージでは会場の皆さんが楽しめる催し、市の健康増進課による健康チェックなど新しい吉田の夏祭りとして大盛況のお祭りとなりました。今後、更なる地域の発展に繋げるようイベント等をアップグレードしていくそうです。



夏祭りの様子

コミュニティ 推進協議会 としての活動

令和4年 8/27 第1回吉田村の夏祭り
(2022) ・お囃子の復活(初)
コミュニティ推進 ・吉田小唄お披露目(シンガーソングライター)
協議会準備会

令和5年 7/30 第2回吉田村の夏祭り
(2023) ・吉田東小跡地での開催
コミュニティ ・吉田小唄と踊りのお披露目(踊り:吉田保育園)
推進協議会 ・地区の子供神輿を地域のみんなで担ぐ
発足

令和6年 1/13 どんど焼き(地区開催から地域開催への移行)
(2024) 7/28 第3回吉田村の夏祭り

らいさま14号で
紹介したどんど焼きも
地域へ移行され開催
されているんだね。



つながッテルね!
条例14条1

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条の1 コミュニティ組織(市民活動団体を含む。)は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

地域の伝統コミュニティの再構築



再結成された吉田お囃子会

30年ほど前まで賑わっていた伝統ある「本吉田の大人神輿」、そしてその華を飾っていた「吉田のお囃子」は時代の変遷と共に自然消滅していました。こうしたなか、旧農協の石蔵を活用した吉田村VILLAGEの開店やコミュニティ推進協議会の発足など、昨今の吉田地区活性の機運が盛り上がり、令和4年の夏祭りの開催と共に「吉田お囃子会」が再結成されました。



自治会のお神輿

コミュニティの存続と活性

夏祭りは、吉田地区のコミュニティの活性とお神輿やお囃子などの文化継承を目的としています。練習や地域イベントでの発表を通して、子供たちの郷土愛を育み、地域の未来やコミュニティの存続へと繋がっています。なかでも、かつて盆踊りで歌われていた吉田小唄の楽譜が発見されたことにより、新たな装いで吉田小唄が復活した事は特筆すべき点です。失われたものが現代の形で再生されました。

発見された楽譜



コミュニティの重要性の再認識

吉田地区コミュニティ推進協議会のように、コミュニティ組織は地域のまちづくりの主体です。都市化や核家族化、少子高齢化が進むなか、災害対策も見据え、その重要性が再認識されています。コミュニティ組織と市との協働により、地域が主体的に個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。吉田地区コミュニティ推進協議会のお話を伺い、関わる人達が楽しんでいることが印象的でした。



地域の子供から高齢者、地域外の方々まで、地域全体だったらできる事があるんだね。



つながッテルね！
条例14条2

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条の2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力に努めるものとする。

新旧融合しべの通い合う祭りの継承



地域の人々が受け継いできた地域の祭りは、子どもたちが最も身近に接することのできる伝統文化です。吉田村の夏祭りは昔から続いてきたお祭りと地域の子どもも参加できる工夫など、新たな取り組みが融合し心の通い合うお祭りとなっています。



子どもの参画



吉田地区の盆踊りでかつてうたわれていましたが、長らく忘れ去られていた「吉田小唄」が地域住民らの手によって約60年ぶりに復活。地元吉田保育園も参加協力し、園児たちが花笠を手に踊りました。

「心正しければ剣また正し」の教えのもと、青少年の健全育成を目指している剣道を学ぶ道場、養心館のブースでは、地元の中学生在が参画しました。子どもたちが次世代の盛り上げ役、担い手になりつつあります。



吉田地区自治会のみなさんは、子どもたちが楽しく祭りに参加できるように、スーパーボールすくいや射的などのブースも設けました。



コミュニティ
推進協議会で今後
取り組みたいこと
を聞いてみました。

運動会

自治会対抗の運動会をやりたい！

自治会ごとのテントがあり、競技に参加し、応援する。この楽しさを伝え残していきたい！



音楽演奏

地元の人たちでバンドを組んで演奏したい！

音楽でアットホーム感を出し、心の通い合う祭りにしたい！



つながつテルね！ 条例11条

(子どもの参画)

第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

自治基本条例
の特色であり、
大事なポイントの
一つだね！





主役(市民)を引き立てる舞台装置としての条例・計画づくり

関本 崇志 (茨城県桜川市総合戦略部地域開発課係長)



桜川市は、下野市から東に約30km。茨城県の中西部に位置し、筑波山の北麓に面するまちです。旧岩瀬町・旧真壁町・旧大和村と言ったほうがわかりやすいかもしれません。この地域は、古くは常陸国(ひたちのくに)と下野国(しもつけのくに)を結び交通の要衝であり、中世以降も一帯の中心地として栄えましたが、現代に入ると、西側に隣接する茨城県筑西市・結城市を中心とした都市圏の縁辺に属する格好となり、昭和52年には市域の95%超が都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されました。

市街化調整区域は、法律上“市街化を抑制すべき区域”とされており、定型・画一的な土地利用規制が住民主体のまちづくりにとって大きな制約となります。

桜川市では、平成21年に市議会が調整区域撤廃を求める請願を全会一致で採択したことを契機に、この現状を打開すべく10年間にわたる議論を経て、平成30年6月に「桜川市土地利用基本条例」を制定。翌・平成31年2月には都市計画法に基づ

く都市計画マスタープランと条例に基づく土地利用基本計画の機能を兼備した「桜川市田園都市づくりマスタープラン」を策定し、同年4月1日付で都市計画法に基づく地区計画35地区(約2585ha/市域の約14.3%相当)を同時決定しました。地区計画は、市街化調整区域内の土地利用規制をカスタマイズすることのできる唯一の制度であり、住民主体のまちづくりにおける制度的基盤となることが期待されました。

現在、地区計画制度は大きなトラブルなく運用されており、かつ、地区計画エリア内への人口集約効果が認められるなど、市民生活に定着・浸透してきていることがわかっています。

市民の皆様の様々なご意見・ご批判をいただきますが、それらの言葉じりに囚われることなく、市民の皆様の声の本質は何かを理解し、主役(市民)を引き立てる舞台装置として条例・計画を整えていくことが自治体の大きな役割ではないかと考えています。



らい・さまNEWS

ニュース 下野市 東の飛鳥
シティプロモーションについて

下野市は、1,500年前の飛鳥時代から、自然災害が少なく、とても住みやすい場所であったため、多くの人々が暮らしてきました。そのため、市内には東国を代表する史跡等が多数所在しています。その歴史的特性を日本の古代文化発祥の地である奈良県飛鳥地方と同様であることから「東の飛鳥」と名付け、ロゴマークを活用し、全庁的にシティプロモーションに取り組んでいます。



編集後記



この第19号は「コミュニティ」・「文化継承」に視点を置いて本市の吉田地区の取り組みを紹介することにより、住民自治の今後の展望を考える動機づけとしました。近年、全国的に自治会やコミュニティ組織の維持が危機に晒されています。本市においても例外ではなく、その危機が起こりつつあり、地区によっては住民の繋がりが薄らいで来ている。このような住民間の希薄な状況が好ましくないことは誰しも思っていることではありますが、改善に向けての方策・計画・行動などを具体的に進めることは、大変難しいと言えます。吉田地区においては、住民間の相互理解を礎に地域での不安や問題点を見つけ出し、それらに対処するためにコミュニティ推進協議会を立ち上げました。さらには、伝統文化の継承を目的に「吉田村の夏祭」を企画・開催することにより、世代間交流の発展までに至っています。吉田地区の取り組みから私たちは地域や地区の社会においてコミュニティと文化への関心を深めることを学ぶ必要があるのではないのでしょうか？
(キムラ チサト)

【表紙】吉田村の夏祭